

湖月堂升屋庄助貸本目録

—信州上諏訪升屋庄助『惣目録』（明治十二年改め）—

山本 卓

このたび新出の湖月堂なる書肆の惣目録は明治十二年改めであるが、内容は紛うことなき旧式の貸本目録である。そこに見える書名はすべて旧時代のものである。江戸期の貸本目録は現在三点報告されている。一つは駿府雁金屋要蔵の『鳴雁堂蔵書目録』（繁原史氏によると文化末年から文政初年に作成されたものという）。次に姫路の灰屋輔二の『貸本目録』（嘉永四年改め）、最後に諏訪の升屋文五郎の（貸本）『目録』（鈴木俊幸氏によると、安政四年から少なくとも一年ほどは経過した後の作成という）、以上ですべてだったが、ここに、明治十二年十月改めではあるが、完全に江戸期の内容の貸本目録があらわれたので、報告して内容を検討したい。

先ず書誌事項を略述する。

- 体裁 横本（全丁に紙継ぎの痕跡がある）一四、六×一九、九
種（表紙）。写本一冊。
- 表紙 生成り色。無地。「明治十二年／惣目録／十月改メ」と縦置きして墨書（打ち付け書き）。「惣目録」の部分大書。題簽なし。
- 丁数 百二十三丁（途中、部立てごとに遊紙多数）。丁付なし。
- 内題・尾題なし。
- 柱題はないが、各部立てのそれぞれ第一丁（柱の上部）に薄群青色の小紙片を貼付する。
- 行数 不定。
- 一つ書きで書名を挙げるが、その筆は一樣でなく、何人かで共同して制作したものだらう。
- ウラ表紙に「湖東／湖月堂」と縦置きして墨書（大書）。
- 蔵者 拙蔵。

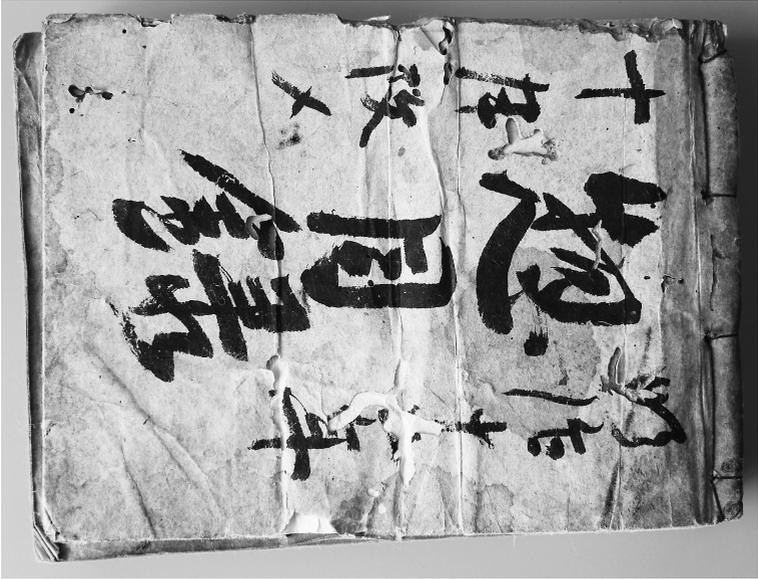


図1 オモチ表紙

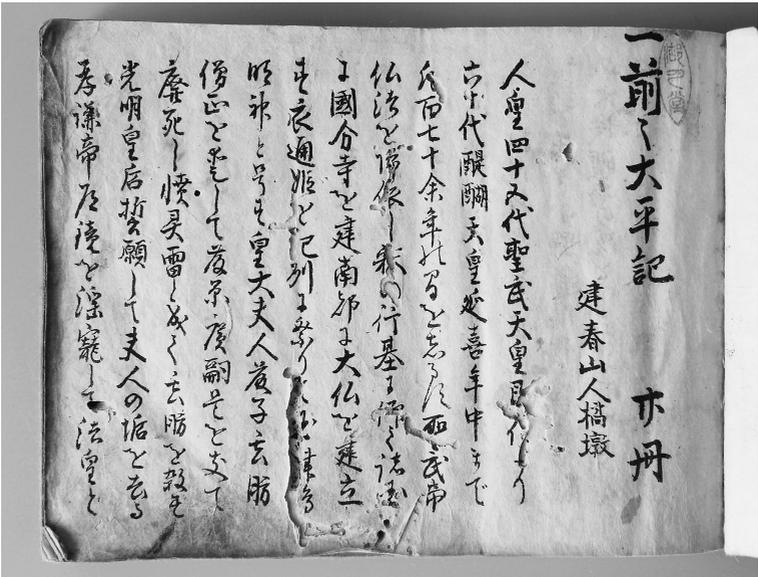


図2 1才

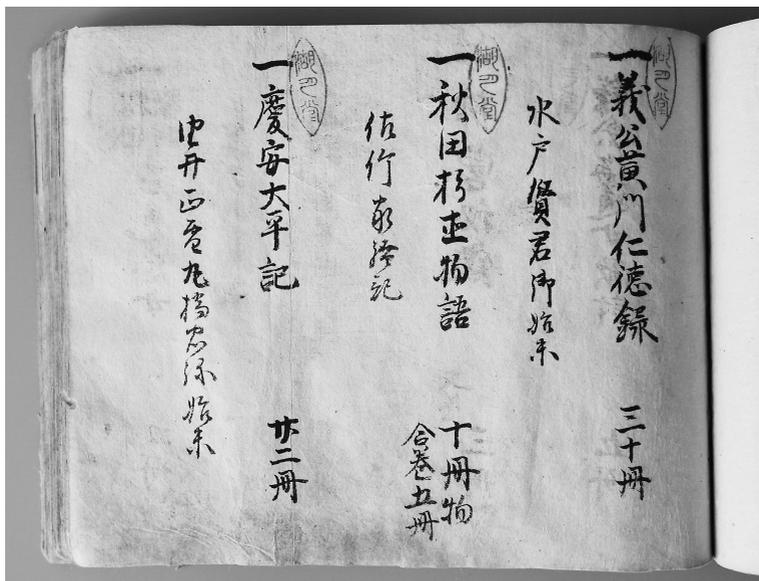


図3 52才

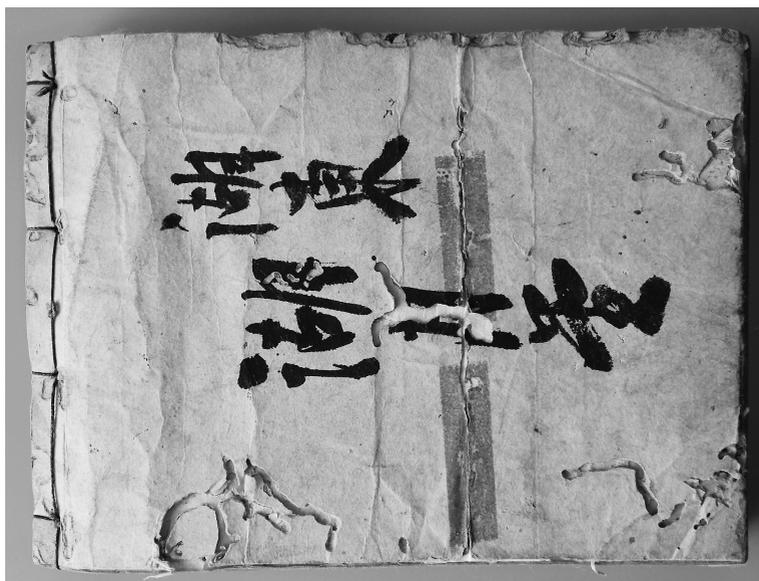


図4 ウラ表紙

本目録は分類が施されている。その分類では最初は部立ての標題はないが本朝軍書の部に相当し『前々大平記』から概ね時代順に配され『厭蝕太平楽記』まで二十三点その後遊紙六丁。次に「唐軍書之部」七点。これは通俗もので『通俗十二朝軍談』から『統三國志』まで。その後遊紙八丁半。そして「記録之部」。ほとんどが実録もので八十九点。遊紙三丁半。つぎに「総入読本之部」。まさに読本四十三点。遊紙四丁。つぎ「小形本之部」これは滑稽本・合巻・人情本など混雑六十七点。遊紙二丁。つぎ「仏書之部」『祐天大僧正一代記』から『小夜中山靈鏡記』まで、通俗的なもの七点。遊紙二丁。つぎ「心学」『売卜先生糠俵』から『大学三綱領聞書』まで十九点遊紙九丁。都合二百五十五点。百二十六丁。「惣目録」と記すので、全てではないかも知れないが一応同店貸本用蔵書の総目録だったのだろう。貸本屋の規模の知れるところである。ちなみに鳴雁堂目録は九百七十七点、灰屋目録は二百六十点、升屋目録は二百二十七点。灰屋や升屋とはほぼ同規模である。

本目録の印は「湖月堂」である（図版5参照）。購入した古書肆は、本書を、国文学研究資料館の蔵書印データベースを根拠に鈴木俊幸氏『書籍流通史料論 序説』の採り上げておられ

る湖月堂袴屋栄助（上諏訪清水町）のものだとされるが、同じ湖月堂ながら鈴木氏該書のあげておられる印形とは書体が異なる点が気にかかる。本書に捺されるのは、篆書体で湖月堂とするものである。鈴木氏影印は楷書体である。又印形は鈴木氏の影印のように小判型ではなく、楕円形（ラグビーボール形）である。やはり別書肆を考えるべきだろう。蔵書印データベースを検すると「湖月堂」の印記で升屋庄助も湖月堂を称しているらしい。印形も本書と同じようである。国文学研究資料館蔵和古書目録データベースにより上諏訪桑原町の所付けも知れる（本書ウラ表紙の「湖東／湖月郎」との墨書とも合致する）。鈴木氏によれば、升屋庄助は先ほど貸本『目録』を示した升屋文五郎と

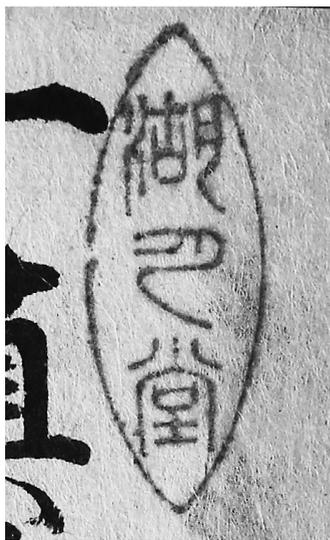


図5

深い関係にあるという。

本書の印にどのような意味があるのか。本書の印は登録されるそれぞれの書名の右肩に先の湖月堂の印（朱印）が捺される。確認すると、登録されている本朝軍書二十三点のうち最後の『厭蝕太平楽記』を除く全てに、「唐軍書之部」では登録されている七点のうち最後の『続三国志』を除く全てに、「記録之部」では登録されている八十九点のうち、前半の『本邦続々史記』から『賊寇不孝談』までの十八点に、「絵入読本之部」では登録されている四十三点のうち、前半の『忠臣水滸伝』から『菅原実記』までの三十点に、「小形本之部」は登録されている六十七点のうち前半『藤栗毛』から『新内ぶし／仇比二世物語』までの四十点に、「仏書之部」では登録されている七点全てに、「心学」でも登録されている十九点全てに、つまり所載の二百五十五点の書名中都合百四十二点にこの印が捺されている。「記録之部」での捺印が少ないという特徴は指摘できるだろう。「記録之部」はいわゆる実録ものが多く、公儀を憚つての措置かという点、そうではない点で、この印が捺されている作品でも大いにお上に対して憚りのあるものも多い。どう考えればよいのか妙案は浮かばない。捺印のないものが各部立ての後ろであることから、あるいは明治十二年十月現在の改め

印で、捺印のないものはそれ以降に加わったものかとも推量するが、それでも、「記録之部」の押捺の少なさの説明はつかないし各部立の不均衡も納得がいかない。結局は、不明とすべきなのだろうが、この印が各部立ての前部にあり、捺印のない部分は末尾である。しかもこれらの捺印のない部分は別筆のように見受けられるので、この湖月堂の印は改め印の可能性を否定できないのではないだろうか。すなわち明治十二年十月の改めの後に、書き足したのではないだろうか。一案としてお考えいただければ幸いである。

各部立の間に遊紙が多数含まれることから、本目録は更に加筆していくつもりであったのだろうか。一旦製本後に各部立それぞれの図書の現認・記述を始めたのかとも思われるが、本書の綴じ跡を見ると一様ではない。それぞれの部立てを記述した後に綴じ合わせたものかも知れない。各部立の第一丁の柱の部分に薄群青色の小紙片を貼付して目次に替えている。

本目録の第一の特徴は、書名の後にその作品の梗概（広告）が付されることがあることである。一例に第一丁を引用する。

一 前々大平記

建春山人橋墩

廿冊

人皇四十五代聖武天皇即位より六十代醍醐天皇延喜年中

まで、凡百七十余年の間をしるす。聖武帝佛法を帰依し、
釈の行基に仰て諸国に国分寺を建、南都に大仏を建立す。
衣通姫を紀州に祭りて国津嶋明神と号す。皇大夫入藤子
玄昉僧正を愛して藤原広嗣是を支て廃死し焼靈雷と成て
玄昉を殺す。光明皇后誓願して夫人の垢を去る。孝謙帝
道鏡を淫寵して法皇と(一才)号す。廢帝是を諫て配流
せらる。中条姫継母の讒によつて捨られ、後に尼となる。
伊治咎麻呂東国を乱る。家臣金窪兵太勇力を顕す。藤原
小黒丸是を征す。坂上田村丸鈴鹿山の悪鬼を亡す。小野
篁詩文の妙才、後隱岐に配流。惟喬惟仁位あらそひ。陽
成帝狂□によつて基経是を廢去す。在原の業平伊勢物語
の事跡。行平和歌によつて須磨に配流。松風村雨が事。
巨勢金岡賢聖障を画き、小野道風是に賛す。融の大臣河
原の院をいとなみ、時平菅公を讒して神靈大に花落震ふ
(一ウ)て讒臣を殺す。因て天満宮と祀る。或は光源氏
人丸篁等の事跡、其外君臣の得失、孝子節婦又は天変地
妖寺社の開基等迄をくわしくしるす。

近隣の軍書であるからであろう。読者の関心が高く需要が多
かったのだろう。「唐軍書之部」は七点中五点で長文の梗概が
付される。「記録之部」八十九点のうち一点で長文の梗概を付
し、三十八点で一二行の略解を付す。「絵入読本之部」四十三
点では、二十点で一行から八行までの梗概を付す。「小形本之部」
六十七点では、八作で単文の略解を見る。「仏書之部」七点中
一点で略解がある。「心学」では見られない。これらの梗概(広
告)から、本目録が升屋の元帳(原簿)ではなく、読者に升屋
の貸本を案内する目的であることがわかる。顧客に一覽させて
いたのであろう。このような構成は現在知られている江戸期の
貸本目録には見られないものである。本目録の最大の特徴であ
る。顧客尊重の実態が知れる面白い特徴である。

本書では書名の一つ書きの上方に○を記すことがある(下方、
冊数の下にあることもある)。本朝軍書之部で三例、「唐軍書之
部」ではなし。「記録之部」で七例。「絵入読本之部」で五例(た
だし、そのうち一点は書名の下方に大きく丸を付す)。「小形本
之部」では十例。「仏書之部」一例。「心学」十例。いずれも本
文とは別筆。また書名に傍線を付す例もある。本朝軍書之部「唐
軍書之部」なし。「記録之部」一例。「絵入読本之部」一例。「小
形本之部」十四例。「仏書之部」なし。「心学」十一例。傍線に

短線を重ねて抹消している例がある(図版6参照)がこれは含まない。これらは丸と傍線が重なるもの十三例。「絵入読本之部」の一例は書名の下方に大きく丸をして、次の行に「うる」と記

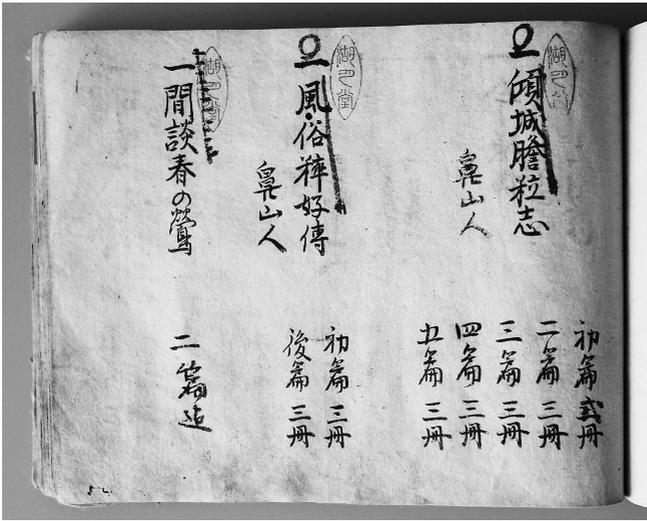


図 6

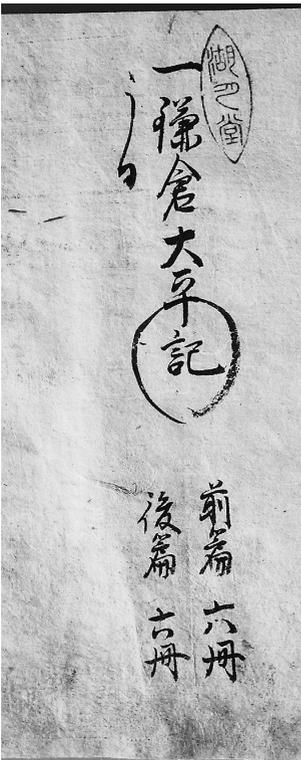


図 7

されている(図版7参照)。それらのことにより、この丸と傍線は売却済みという意味ではないだろうかと思われるが、いかがであろうか。

鳴雁堂目録と升屋文五郎目録の分類に鑑みて本書の分類の部立ては至極尤もなものである。殊に升屋の目録に類似性が認められるだろうか。今となつては、灰屋目録で私に述べた読本問題を訂正したい。すなわち拙稿で大惣目録を検して「いうところの読本は、主として「判紙形敵討絵入」(第五冊)と「判紙形絵入軍書」(第一〇冊)に分けて分類されている。すると、従来は大惣にしか目録が残らなかつたためこの分類意識を貸本屋一般のものに演繹することには躊躇されるところであつたが、

いまここに灰屋目録にも類似のものを認めうるので、当時の貸本屋一般の分類法と考えてよいこととなる¹⁾の部分は誤りである。本書の「絵入読本之部」は今日云うところの読本そのものである。鳴雁堂目録や升屋目録も同様である。当時の貸本屋一般の分類意識はこちらが正しい。今ここにこれを訂正する次第である。

本目録も巻頭は(本朝軍書)である。ちなみに鳴雁堂目録では、「通俗軍書」、灰屋目録は(本朝軍書)、升屋目録では(本朝)「軍書」である。貸本屋一般の傾向としてよいであろう。貸本屋ではなると言っても「軍書」に人気が集中していた。二番目が「唐軍書」すなわち通俗軍書。三番目が「記録」すなわち実録ものである。この三種はいずれの目録でも高位である。実録ものが「記録之部」に入ることは、その享受の点から特筆すべきことである。当時、実録ものは「記録」と見なされていたことを証す一例である。ただし、「記録」の意味するところが、今日とは異なる点は注意を要す。いずれにせよ、貸本屋では軍書や実録の需要の多かったことは長友千代治氏はじめ諸氏の述べられるところである。

〔注〕

(1) 朝比奈豪氏「鳴雁堂貸本書目について」(『静岡県立図書館協会会報』四号、昭和六十二年七月)、繁原央氏「鳴雁堂蔵書目録と楽山吟社―解題にかえて」(『翻刻「鳴雁堂蔵書目録」(静岡県立中央図書館蔵)』(常葉学園短期大学国文学会「常葉国文」十八号、平成四年六月))。

(2) 拙稿「幕末期姫路の貸本屋目録―樊圃堂灰屋輔二」(貸本目録) (『関西大学国文学会「国文学」七十三号、平成七年十二月)。

(3) 鈴木俊幸氏「信州諏訪升屋文五郎の貸本書目」(『書籍流通史料論 序説』(勉誠出版、二〇一二年六月)所収)

(4) 注2拙稿において、(注)の印を売却可能の意味かと推察したことも、今となつては誤りであろう。沽却済みの意味ではないだろうかと思う。

(やまもと たかし／本学教授)